

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により公示する。

公示日：令和8年2月2日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の 名称及び所在地		指定年月日 (指定の有効期限)
				名称	所在地	
430	株式会社タカギ	北九州市小倉南区堀越413	高城 いつみ	株式会社タカギ	北九州市小倉南区堀越413	令和8年1月29日 (令和13年1月28日)
431	村井住設	千葉県山武郡九十九里町作田 5283番地	村井 亮太	村井住設	千葉県山武郡九十九里町作田 5283番地	令和8年1月29日 (令和13年1月28日)